

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会部会及び委員会規程

平成18年12月21日

規程第40号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会事業のより円満な事業運営を行うため、定款第33条第3項の規定により部会及び委員会(以下「部会等」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(種類)

第2条 部会等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総務部会
- (2) 地域福祉部会
- (3) 介護事業部会
- (4) 広報委員会
- (5) 心配ごと相談所運営委員会
- (6) ボランティアセンター運営委員会
- (7) 支部地区社協運営委員会
- (8) 職員倫理委員会

2 前項の委員会の所管に属さない事項は、会長が理事会に諮り、特別委員会を設置し、担任させることが出来る。

(委員会の所管)

第3条 部会等の所管事項は、別表のとおりとする。

(部会等の構成)

第4条 部会等は、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱した者及び事務局長をもって構成する。

- (1) 理事、評議員
- (2) 専門的学識経験を有する者

2 部会等の委員の定数は、15名以内とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員は、前任者の残任期間とする。
- 3 特別委員会の委員の任期は、その目的が達成されたと認められるときをもって終了する。

(委員長等の職務及び権限)

第6条 部会等に委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、部会等を代表し、議事その他会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 部会等は、委員長が必要と認めるとき、随時開くものとする。

- 2 部会等は、委員長が招集する。

(会議の成立等)

第8条 部会等は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することが出来ない。

2 部会等の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところとする。

3 会長は、必要があると認めたときは、部会等に出席し意見を述べる事が出来る。

(会議録)

第9条 部会等の委員長は、会議録を作成し、委員長及び委員長が指名した委員2名が、署名するものとする。

(報告承認)

第10条 委員長は、理事会に事業の報告を行い承認を受けなければならない。

2 諮問事項の審議があったときは、その審議結果を会長に答申するものとする。

(補則)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成18年12月21日から施行する。

附則

この規程は、平成20年12月3日から施行する。

附則

この規程は、平成22年7月13日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部会及び委員会	所 管 事 項
総務部会	1 予算・決算に関すること 2 定款，規程，要綱に関すること 3 指定管理業務に関すること 4 他の部会及び委員会所管事項以外に関すること
地域福祉部会	1 いきいきふれあい通所事業に関すること 2 地域ケアシステム推進事業に関すること 3 在宅福祉サービス事業に関すること 4 就労継続支援 B 型事業に関すること 5 親子通園事業に関すること 6 給食・配食サービス事業に関すること 7 福祉機器貸出幹旋に関すること 8 その他地域福祉に関すること
介護事業部会	1 介護事業の運営に関すること 2 その他介護事業に関すること
広報委員会	1 機関紙等の発行に関すること 2 その他広報事業に関すること
心配ごと相談所 運営委員会	1 心配ごと相談所の運営に関すること 2 その他相談事業に関すること
ボランティアセンター 運営委員会	1 ボランティアセンターの運営に関すること 2 ボランティア活動の啓発、推進に関すること 3 ボランティアの育成・研修に関すること 4 善意銀行預託金品等の配分に関すること 5 その他ボランティア活動に関すること
支部、地区社協 運営委員会	1 支部、地区社協設置推進に関すること 2 支部、地区社協運営に関すること 3 その他支部、地区社協事業に関すること
職員倫理委員会	1 職員倫理の確保について、調査、研究に関すること 2 違反行為又は不当行為の有無について、調査及び審査に関すること